

令和 7 年度指定管理者導入施設に対する事業評価書

1 施設の概要

施 設 の 名 称	国保松丘診療所	作成年月日	令和 8 年 5 月 3 1 日
所 在 地	君津市広岡 1 7 2 6 番地 1	所 管 課	国保年金課
設 置 目 的	国民健康保険の被保険者に対し療養の給付を行うため、国民健康保険法第 8 2 条第 1 項の規定により診療施設を設置する。		
利用対象者等	一般人		

2 指定管理者の概要

所 在 地	東京都千代田区平河町 2 丁目 1 6 番 1 号 平河町森タワー 7 階		
名 称	公益社団法人地域医療振興協会		
代 表 者	理事長 藤来 靖士		
指 定 管 理 業 務 の 内 容	・ 君津市国保診療所に関する条例第 4 条に規定する業務 ・ 君津市国保診療所に関する条例第 5 条に規定する診療 ・ 利用料金の収受 ・ 施設全般の管理運営 ・ 施設の建物及び設備の維持管理 ・ 業務遂行の記録 ・ アンケートの実施 ・ 事業計画書、収支計画書及び事業報告書の作成及び提出 ・ 令和 7 年度経費（指定管理業務以外） ・ 施設修繕費 1,111 千円 ・ 直営診療施設協会会費 240 千円 ・ 委託費 77 千円 ・ 火災保険料 11 千円		
経 営 状 況	指定管理後初年度であったが、黒字にて決算。		
指 定 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 1 2 年 3 月 3 1 日		
選 定 方 法	1. 公募 2. 限定公募（ 設立目的の限定 ・ 市内に事業所等を有すること ） 3. 非公募		

3 予算額等

単位 千円：人

	委 託 料		使 用 料 収 入		利用者数
	予算額	決算額	予算額	決算額	
令和 6 年度	0	0	32,244	38,005	3,960
令和 7 年度	22,000	22,000	0	0	4,735
令和 8 年度	22,000		0		
(8年度)－(7年度)	0		0		
増 減 理 由	令和 7 年度から指定管理が開 始となり、委託料が増となった		指定管理の開始に伴い外来収 入が発生しなくなったため		

4 評価項目

(1) サービス提供に関する評価

		指定管理者	所 管 課
		A：適正・行っている B：要改善・行っていない	
ア	サービス提供のための適正な人員配置	Ⓐ ・ B	Ⓐ ・ B
イ	利用者の意向に配慮した対応	Ⓐ ・ B	Ⓐ ・ B
ウ	利用時間等の遵守	Ⓐ ・ B	Ⓐ ・ B
エ	設備・備品の貸出し	A ・ Ⓑ	A ・ Ⓑ
オ	利用者等の安全確保	Ⓐ ・ B	Ⓐ ・ B
カ	利用承認、案内等の対応	Ⓐ ・ B	Ⓐ ・ B
キ	苦情等への対応と報告	Ⓐ ・ B	Ⓐ ・ B
ク	緊急時の対応マニュアルの作成及び研修	Ⓐ ・ B	Ⓐ ・ B
ケ	個人情報の保護	Ⓐ ・ B	Ⓐ ・ B
コ	地域、関係団体等との連絡調整	Ⓐ ・ B	Ⓐ ・ B
サ	自主事業などを積極的に行っている。	Ⓐ ・ B	Ⓐ ・ B
シ	指定管理者によるアンケートを行っている。	Ⓐ ・ B	
		アンケートを行っていない場合は その理由（指定管理者） （ ）	
		指定管理者（評価の実施 （結果の掲示 所管課（評価の実施	Ⓐ ・ 無 ） Ⓐ ・ 無 ） Ⓐ ・ 無 ）

改善を要する項目がある場合の具体的内容	
(指定管理者)	診療所への案内用看板が、空き家隣家の樹木で覆われているため見えづらいと住民よりご意見あるが、診療所では対応困難なため所管課にてご対応頂きたい。
(所管課)	施設の老朽化、医療機器の耐用年数の超過による劣化への対応。 指定管理者から医療用機器の更新や施設の更新についての要望を聞き取り、優先順位をつけて対応を行っていききたい。
利用者等からサービス提供に関して意見や苦情等があった場合は、具体的に記入してください。	
(指定管理者)	利用人数の少ない笹診療所での診療のために、松丘診療所で受けられる診療が制限されているとのことご意見あり。
(所管課)	利用者等からサービス提供に関して意見や苦情等は受領していない。 ご意見や苦情があった場合は内部で協議し対応を行う。

(2) 施設等の管理に関する評価

		指定管理者	所 管 課
		A：適正 B：要改善	
ア	施設の保守管理	Ⓐ ・ B	Ⓐ ・ B
イ	設備機器等の安全確認	Ⓐ ・ B	Ⓐ ・ B
ウ	備品の管理	Ⓐ ・ B	Ⓐ ・ B
エ	清掃・警備・衛生管理	Ⓐ ・ B	Ⓐ ・ B
オ	指定管理者が行う修繕	Ⓐ ・ B	Ⓐ ・ B
カ	省エネ、省資源等の環境への配慮	Ⓐ ・ B	Ⓐ ・ B
キ	施設等の管理記録	Ⓐ ・ B	Ⓐ ・ B

改善を要する項目がある場合の具体的内容	
(指定管理者) 施設の老朽化、医療機器の耐用年数の超過による劣化への適宜対応を希望。 次年度は蛍光灯からLEDへの変換が急務。他、利用者が使用する診察室水道水の汚染があり、上水道の点検も早期に希望。	
(所管課) 指定管理者と施設及び医療機器の修繕や更新について聞取り、優先順位をつけて執行を行っている。 また、蛍光灯の製造と輸出入が、段階的に規制され2028年1月1日以降は全て禁止されることから、令和9年度予算で蛍光灯からLED灯への交換について検討が必要と考えている。	
利用者等から施設等の管理に関して意見や苦情等があった場合は、具体的に記入してください。	
(指定管理者) 廊下手すりの設置、診療所入り口の段差解消、身体障害者用の駐車スペースの確保等のご意見があり、所管課に報告済み。 他、駐車場近辺の草刈り作業の申し出が近隣住民より数回あり。隣家との境界にある井戸の管理についてもご意見あり。	
(所管課) 利用者等から施設等の管理に関して意見や苦情等は受領していない。 ご意見や苦情があった場合は内部で協議し対応を行う。	

(3) 総合的な評価

		指定管理者	所 管 課
		A：行われている・努力している B：行われていない・努力していない	
ア	協定書や事業計画書の内容に沿った管理運営が行われている。	Ⓐ ・ B	Ⓐ ・ B
イ	管理経費の縮減や利用者の増加のための努力をしている。	Ⓐ ・ B	Ⓐ ・ B
ウ	毎月の業務報告及び年度の事業報告が、適正に行われている。	Ⓐ ・ B	Ⓐ ・ B
改善すべき点又は特に評価すべき点がある場合は、その内容等を記入してください。			
(指定管理者) 松丘診療所において利用者および収益の増加をみとめた一方で、笹診療所では利用者が依然として少なく、松丘診療所と併用する利用者もいることから、経営の面から考慮してもその存在意義が問われている状況。亀山地区でのへき地医療政策について、地区唯一の民間診療所（榎本医院）の今後の動向も踏まえ、将来的な笹診療所のあり方について検討が必要。			

(所管課)

協定書や事業計画書の内容に沿った管理運営が行われている。

指定管理者から利用者の利便性向上を図るために、業務内容の見直しや改善について適宜、意見や要望をいただいている。

5 事業報告書の内容についての検証

ア	事業報告書の検証（承認）	A. 施設等へ出向いて行った ⑥. 書類上だけで行った
	施設等へ出向いて行った場合は、行った日時と人数 書類上だけで行った場合は、その理由（施設等へ出向いて状況を把握する必要が無い理由）	事務員と電話やメールで頻繁に連絡を取り合い、必要な時は現地に出向いて状況把握に努めている。
イ	事業報告書の内容	A. 問題点があった ⑥. 問題点はなかった
	問題点があった場合は、その内容	

6 臨時の立入調査、指導等について

ア	令和7年度中に行った臨時の立入調査、指導等	A. 臨時の立入調査、指導等を行った ⑥. 臨時の立入調査、指導等を行っていない
	臨時の立入調査、指導等を行った場合は、その内容 行わなかった場合は、その理由（必ず記入してください）	事務員と電話やメールで頻繁に連絡を取り合い、必要な時は現地に出向いて状況把握に努めている。
イ	令和7年度中に行った業務改善勧告等	A. 業務改善勧告等を行った ⑥. 業務改善勧告等を行わなかった
	業務改善勧告等を行った場合は、その内容	

7 今後の取組方針等

施設の管理・運営に当たっての今後の取組方針等について記入してください。

また、事務に当たっての検討事項や提案事項を記入してください。

(必ず記入してください)

(指定管理者)

令和8年度においても、地域の利用者に資するように、引き続き健全かつ円滑な診療所運営を行うことができるように努める。また、利用者から寄せられた意見・苦情については速やかに診療所管理者へ報告し、関係者間で内容を共有のうえ原因を分析し、所管課へ報告する。その後、再発防止に向けた改善策を検討・実施し、サービスの質の向上に継続的に取り組む。

【検討・提案事項】

① 訪問診療体制の強化に向けた診療時間の見直しについて

丘陵山間部に位置し、へき地に該当する松丘・亀山地区において、久留里線の廃線や高齢者による自動車運転免許を自主返納する傾向により、診療所への通院が困難な利用者が増加している。加えて、独居高齢者であることや、オンデマンドタクシーの不足により代替交通手段の確保も困難な状況にある。また、より遠方の医療機関（亀田総合病院・君津中央病院等）から松丘診療所へ転医する利用者も増加している。このような状況に対応するため、所管課と協議のうえ、午後の一般外来や笹診療所の診療時間の短縮により訪問診療枠の確保に努めている。しかし、清和地区の一部も診療対応していることから、診療範囲が広域に及び、十分な訪問診療時間の確保には至っていないのが現状である。さらに、救急搬送受入れを含む予約外の臨時受診への対応も増加しており、松丘診療所の外来診療時間をこれ以上削減するのは困難である。

一方で、笹診療所の実質的な利用者数は月数名程度であるにもかかわらず、月に16～20名分の外来予約枠を確保しており、松丘診療所の利用状況との比較において、供給過多であると捉える可能性がある。以上を踏まえ、例えば笹診療所については、体調悪化時には往診可能であることを前提に、隔週診療へ見直すことにより訪問診療時間の確保を図るなど、松丘・笹地区全体としての医療提供体制のバランスが取れた診療になると考える。

② 持続可能な医療提供体制の構築について（医師確保及び研修受入環境の整備等）

今後、施設の複合化等を見据えた場合、医師複数体制の確保も将来的に必要なできると考える。へき地における医療人材を確保するには、研修や教育機関として位置付けることも一つの手法である。昨年度、初期研修医の研修受け入れ等を関東県内の臨床研修病院に打診したが、宿泊施設の確保困難との理由で全て断られた経緯がある。このため、今後の研修生や実習生の受入れが発生した際に、小櫃診療所と共同利用が可能な宿泊施設の整備について、具体的な検討を進めて頂きたい。

(所管課)

施設の老朽化と医療機器の劣化が進行しているため指定管理者と協議をしながら建物の修繕及び医療機器の更新を行い、更なる地域医療の充実と利便性向上を図っていきたい。